

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成18年6月26日、20年6月17日及び21年6月16日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年6月26日
② 平成20年6月17日
③ 平成21年6月16日

私は、平成14年5月から現在までA社に勤務しており、申立期間①、②及び③において支給された賞与から厚生年金保険料が天引きされていたが、国（厚生労働省）の記録では当該期間の厚生年金保険料の納付記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、賞与支給控除一覧表及びA社が保管する所得税源泉徴収簿等の記録から、申立人は、申立期間①、②及び③において、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により申立期間①、②及び③に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月、同年10月、55年8月及び同年9月、57年4月、同年6月、同年11月から58年2月まで、同年4月から同年6月まで、同年9月及び同年10月、並びに59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年8月
② 昭和54年10月
③ 昭和55年8月及び同年9月
④ 昭和57年4月
⑤ 昭和57年6月
⑥ 昭和57年11月から58年2月まで
⑦ 昭和58年4月から同年6月まで
⑧ 昭和58年9月及び同年10月
⑨ 昭和59年1月から同年3月まで

申立期間当時の市役所では、国民年金保険料は3か月分を1期分として、まとめて納付させており年4回のみの納付となっていた。申立期間当時の同市役所の年金担当職員も、「3か月分まとめて収納していたので、各申立期間（申立期間⑦及び⑨を除く）について3か月未満の未納が発生することは考えられない。」と話している上、私の夫は当時同市役所に勤務しており、夫の給料日に合わせて夫が同市役所で納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の市役所が収納する国民年金保険料は、3か月分を1期分として年4回のみの納付であったと述べているが、申立期間当時の複数の年金事務担当職員によれば、1期分の納付以外に1か月単位の納付も可能であった旨述べている上、同市役所が保管している昭和54年度の国民年金保険料納付済通知書をみると、1か月単位の納付も可能な様式となっており、1か月分ごとに保険料の収納印が押されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、各申立期間に係る保険料の納付状況についての記憶が曖昧である上、申立人は、夫が市役所で給料日に合わせて保険料を納付していたと述べているが、申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、社会保険事務所（当時）から各申立期間について過年度分の保険料の納付書が発送されていることが確認でき、納付年月日が確認できる昭和54年度の4月及び5月分、55年度の5月及び7月分の保険料が過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から63年12月まで
私や妹の国民年金保険料は、私の母親が、私達が将来困らぬようにと、私や妹の20歳の誕生日に市役所で加入手続を行い、学校を卒業するまでの間の同保険料を納付したと聞いている。妹の保険料は納付済みになっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人が20歳となった月に母親が加入手続を行い申立期間の保険料も母親が納付した旨述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が25歳であった平成3年2月以降に申立人の妹と連番で払い出されていることが確認でき、同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 5 月 15 日まで

私は、昭和 46 年 6 月 1 日から 49 年 1 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社して間もなく足を痛めて健康保険手帳を使って通院していた。また、申立期間において同社に在籍していたことが確認できる失業保険被保険者離職票を提出するので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する失業保険被保険者離職票から、申立人は申立期間において B 社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保存期間経過のため保管しておらず、申立内容について確認することはできない。」と述べていることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B 社に昭和 45 年 11 月に入社したと述べている同僚を含む 3 人は、オンライン記録によると、申立人と同日の 47 年 5 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、雇用保険の加入日は、いずれの者も 46 年 6 月 1 日であることが確認でき、同社の元社会保険事務担当者は、「申立期間当時、正社員は社会保険に加入させていたが、会社に入ってからしばらくしてから社会保険に入れていた。具体的に入社してからどれくらい経ってからだったかは覚えていない。」と述べている。

さらに、上記同僚からも、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間に、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 12 日から 33 年 3 月 28 日まで
② 昭和 33 年 5 月 22 日から 39 年 6 月 6 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 1 月 24 日まで
④ 昭和 41 年 4 月 10 日から 42 年 7 月 28 日まで
⑤ 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 3 月 20 日まで
⑥ 昭和 43 年 3 月 22 日から 43 年 10 月 9 日まで
⑦ 昭和 45 年 3 月 13 日から 45 年 12 月 25 日まで

私は、年金の裁定請求手続を行った平成 20 年に、申立期間①及び②に係る脱退手当金並びに申立期間③から⑦までの期間に係る脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。しかし、いずれも脱退手当金を受給した覚えが無いので、申立期間①から⑦までについて厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致している上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているほか、申立期間の事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示すゴム印が押されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間③から⑦までの期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人に係る脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③から⑦までの期間に係るものの 2 回にわたり支給された記録になっているところ、2 回とも申立人の意思によらずに請求されているというの

は考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに、申立期間①及び②に係る脱退手当金並びに申立期間③から⑦までに係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金並びに申立期間③から⑦までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。